

令和4年11月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和4年11月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和4年11月30日（水）午後1時30分から午後2時55分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 22人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	齋藤 勝幸
19番	橋本 実嗣	20番	倉科 孝明
21番	塩原 至	24番	上條信太郎
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 4人

12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
22番	三村 晴夫	23番	二村 喜子

5 出席推進委員 3人

推2番	中野 千尋	推3番	大澤 好市
推5番	松田 和久		

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第163号～第165号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第166号～第169号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第170号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第171号～第174号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第175号～第177号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（非農地判断済土地の農用地区域からの除外）

(2) 報告事項

ア 令和4年度非農地判断の実施方針について

イ 令和4年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦について

ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局長	青木 美伸
		//	局長補佐	板花 賢治
		//	局長補佐	川村 昌寛
		//	主任	藤井 勇太
		//	事務員	田中 瑞恵
	農政課		主任	羽入田未咲
		//	主事	中村 愛佳

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 窪田会長代理

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条の規定を準用して窪田会長代理が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 7番 太田 辰男 委員

8番 河西 穂高 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議長 それでは、次第に沿いまして、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第163号 農用地利用集積計画の決定の件及び本日三村委員が欠席ですので、第164号についても一括して上程をいたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備をいただければと思います。

それでは、農政課から議案の説明をお願いをいたします。

中村主事。

中村（農政課）主事 農政課、中村でございます。

着座にて失礼いたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

別冊資料、議案をお手元にご準備ください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第163号になります。

合計欄のみ申し上げますので、議案9ページをご覧ください。

それでは、申し上げます。

一般、筆数63筆、貸付け33人、借入れ19人、面積10万8,059.6平米。

所有権の移転、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積473平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数83筆、貸付け50人、借入れ1人、面積14万3,170平米。

（一括方式機構配分関係）、筆数83筆、貸付け1人、借入れ33人、面積14万3,170平米。

合計、筆数230筆、貸付け85人、借入れ54人、面積39万4,872.6平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数117筆、面積21万1,018平米、集積率は84%です。

議案第163号は以上となります。

続きまして、10ページをご覧ください。

議案第164号になります。

合計欄のみ申し上げますが、読み上げの前に訂正がありますので、確認をお願いいたします。

議案第164号、一番下の四角内、「上記利用権設定」の項目ですが、「上記利用権設定」の後「（一括方式機構配分関係）」となっていますが、こちら、一般分になりますので、「（一般分）」へ訂正をお願いいたします。

それでは、議案第164号について、合計のみ申し上げます。

筆数、1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,600平米。

認定農業者への集積率は100%です。

議案164号は以上となります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から意見等ありましたらお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員を対象に伺います。

議案第163号及び164号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第165号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法第31条、議事参与の制限の規定により、倉科委員には退席をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
中村主事。

中村(農政課)主事 引き続き10ページをご覧ください。
議案第165号になります。
合計のみ申し上げます。
筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積320平米。
認定農業者への集積率は100%です。
議案第165号は以上となります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問等ありましたらお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第165号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している倉科委員の入室を許可します。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第166号から169号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、4件について上程をいたします。
事務局から一括説明を求めます。
加藤主事。

加藤主事

農業委員会事務局、加藤と申します。

着座にて失礼いたします。

初めに、議案の訂正についてお伝えいたします。

差し替え資料を席に配付いたしておりますので、ご覧いただけますでしょうか。

議案第167号の差し替え資料になります。譲受人お名前ですが、「〇〇様」、「〇」の字が入っておりませんので、差し替え資料をお配りいたしました。訂正後は〇〇〇の「〇」という字の旧字になります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第166番は、農業保全のため、売買にて所有権を移転するものです。内容については議案書のとおりです。

議案第167号は、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。

議案第168号は、農業経営規模拡大のため、売買にて所有権を移転するものです。

議案第169号は、農地保全のため、売買にて所有権を移転するものです。

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

次に、地元の委員の意見を議案第166号から順に求めます。

まず初めに、116号、島立ですので、濱委員さん、お願いします。

濱農業委員

この田んぼですが、所有権移転する前もずっと耕作はされておまして、荒れたことは一度もないかと思えます。今度、譲受人のほうですが、営農組合員でもありますし、島立の意向に沿った営農形態でいけるものと思えますので、格段問題はありません。

議長

ありがとうございます。

それじゃ、次に167号、里山辺ですので、中川委員さん、お願いします。

中川農業委員

譲受人の〇〇〇〇さんですが、この当該農地のすぐ横が自宅です。長いこと、この〇〇〇〇さんがもう遠いところにいますので、〇〇〇〇さんが長いこと耕作をされています。このたび所有権の移転ということで、問題ないと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、次に168号、惣社、本郷ですので、柳澤委員さん、お願いいたします。

柳澤農業委員 今月の26日の午前中に現場に行って確認をしてみました。この〇〇〇さんとおっしゃるんですが、この方の農地が〇さんの周りをぐるっと取り囲んでおりまして、ここだけ、これ「〇〇〇さん」でいいんですかね。の農地だったんですけども、ここを一緒に耕したいということで、当日はハクサイとかネギとかニンジンとか、冬野菜のものがきちんと栽培されて、利用されておりました。特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。
次に、169号、会田ですので、久保委員さん、お願いいたします。

久保農業委員 この〇〇さん、大阪に住んでおりまして、購入する〇〇さんとはいこの関係になります。〇〇さん、もう80以上のご高齢でして、以前から〇〇さんが田んぼを作っておりますので、何の問題もございません。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
それでは、続きまして全体を通して意見等ありましたら、推進委員の皆さんも含めまして発言を求めます。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、農地法第3条の規定による案件、4件について、一括をして集約をいたします。
農業委員の皆様は何いですが、議案第166号から169号について、原案どおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定をいたします。
次に、議案170号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、1件及び関連がありますので、議案第172号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件について上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 総会資料2ページをお願いします。
議案第170号、転用目的は住宅敷地で、やむを得ないものとして、394平米のうち74.36平米の追認申請となっております。
また、関連がありますので、議案第172号についても説明いたします。
394平米のうちの74.36平米を除いた319.64平米を住宅とし

て転用するものです。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
初めに、地元委員の意見ををお願いします。
河西委員さん。

河西農業委員 4条が追認で、5条が農地転用という案件です。農地転用するに当たって、追認部分のところに違反転用があって、そこを許可されたら転用するという案件になります。
こちらの資料をご覧ください。追認部分が3か所、違反箇所は3か所ありましたので、あまりいいとは言えないという感想を持ちました。でも、しかしながら、てんまつ書にて、今後は法令を遵守するということと、あと違反を行った行為者が既に亡くなっている、それらのことを勘案しまして、170号についてはやむを得ないという感想を持ちました。
172号、5条の転用部分に関しては、問題ないと思います。
以上です。

議長 ありがとうございます。
次に、現地調査をお願いしました中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 先週22日に現場を見てまいりました。第1種農地と書いていますけれども、実態は1種ではなくて、2種と言ってもいいようなところではないかと思えます。東側が道路で、北と南側が別棟の家があります。周囲のことから見ましても、特に問題はないのではないかと、そう判断させていただきました。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ほかの委員の方で本件について意見等ございましたらお願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第170号及び172号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第171号から174号 農地法第5条の規定による許

可申請承認の件、4件のうち、先ほど審議をいただきました172号を除く3件について上程いたします。

事務局から一括説明を求めます。

加藤主事。

加藤主事

総会資料3ページをお願いいたします。

議案第171号、転用目的は通路です。

172号は、先ほど説明したとおりで、議案第173号、転用目的は住宅敷地の拡張です。

議案第174号、転用目的は農業後継者の別棟住宅です。

以上、これらの案件につきまして、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

初めに、地元委員の意見を議案第171号から順番に求めます。

まず初めに、171号、島内ですので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員

議案第171号、申請内容は通路ということですが、こちらの写真のほうのところをちょっと見ていただきたいと思いますが、ちょうど一番奥のところをちょっと斜めになった屋根が、斜めになった建物がありますが、これはぼかしの製造施設です。そのためにこれ、転用して建築したものでございます。それで、今回、その手前のところということで、面積的には75平米ということで少ないですが、通路として利用をして、この手前に、方角から言うと西側になるんですが、ここにもう一筆、ここは山林なんです、山林があつて、そこへ農機具とか、それから資材を置きたいということで、このぼかし製造施設で通路、資材置場というようになります。今回転用申請するのは、ここは〇〇さんの農地だったからです。よく見ていただくと、ここ、葦原で、刈り取ったからきれいになっていますけれども、葦原で、〇〇さんももう手をつけてなかったということでございます。そういった意味で、問題はないかと思えます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、173号、里山辺ですので、中川委員さん、お願いします。

中川農業委員

別添資料の議案173号というところをご覧ください。奥のほうに白い枠で囲ってありまして、その向こう側に木造の2階建ての家屋があります。要はここがはみ出ているということになっております。このはみ出ているところが、地番が里山辺の〇〇〇〇-〇というところだったんですが、これのもっと手前のほうに大きな田んぼとしてあります。この細長い部分がちょっと出っ張っておりまして、ここを今年の10月に分筆をして、それで49平米に分筆をして、この部分を〇〇〇〇-〇というようになりま

した。ここが第5条の許可申請ということになります。現場見てまいりましたが、やむを得ないと思います。この右側が〇〇〇〇－〇というところで、ここは地目、畑でございまして、耕作されております。特にこれで近隣の農地に影響を与えるということはない、このように判断してまいりました。やむを得ないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

次に、議案174号、波田です。塩原至委員さん、お願いいたします。

塩原（至）農業委員 〇〇さんは、息子さんが今、塩尻に暮らしておりまして、その息子さんが土地を探しておりました。それで、親に相談したところ、自分の親の敷地で貸してもいいという話になりまして、農業をやっていただくためにも、市内で一緒に別棟で暮らすということでもあります。写真を見ていただきますと、右側がおやじさんのうちがございまして、そのすぐに158号線があります。波田のJA松本ハイランド波田支所からなら500メートルもない、上高地に向かった場所です。今後、息子さんが農業を手伝いということでもありますので、ぜひ農業をやっていただきたいということで、やむを得ないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地の調査をお願いしました委員の意見を議案番号順に求めたいと思います。

久保委員さん、お願いいたします。

久保農業委員

では、最初に島内の件ですけれども、河野委員がおっしゃったように、ここ、通路がないと、いろいろなことができませんので、これはやむを得ないかなというように判断いたしました。

また、里山辺の中川委員からの説明ありますが、狭い土地ですけれども、これを解消するためには、これはやっぱりやむを得ないかということで、承認願いたいと思います。

また、波田の件ですけれども、塩原委員のおっしゃるように、ここは国道沿いの本当に一等地でありますけれども、その奥にある畑に息子さんが建てて住んで、農業後継者ということになりますので、これをぜひ皆さん承認していただきたいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、全体を通して意見等ございましたら、推進委員の皆さんも含めまして発言をお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、3件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第171号、173号及び174号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第175号から177号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程をいたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤主事。

加藤主事 それでは、総会資料4ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第175番、井川城にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
議案第176号、井川城にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。
続きまして、5ページ、議案第177号、神林にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。なお、うち3筆については、特定貸付けによるものです。
以上、内容につきましては議案書のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
次に、地元の委員の意見を第175号から順に求めたいと思います。
まず初めに、175号、井川城ですので、小林委員さん、併せて176号もお願いいたします。

小林農業委員 今、事務局からお話がありましたように、〇〇さん、〇〇さんと〇〇さん
はご夫婦で、同一の1筆を2分の1ずつ所有をされているということでございまして、せんだって日曜日に午前中現地確認ということで行ってまいりました。ご自宅前の敷地ということで、きれいに整理をされていて、自家用野菜を作っておいでだということでございますし、何ら問題もないんじゃないかなということで、許可相当と思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
次に、177号ですが、今日、神林の塩原委員さん、欠席ということであ

りますので、事務局から説明をお願いいたします。

加藤主事 議案第177号について、塩原委員の代理で事務局説明させていただきます。

現地で確認したところ、全ての筆が農地として耕作されており、問題ないと伺っております。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、全体を通して推進委員の皆さんも含めまして発言等ございましたらお願いしたいと思います。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について、一括して集約をいたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第175号から177号について、原案どおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定をいたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからカについて一括説明をお願いします。

加藤主事。

加藤主事 報告事項のアからカについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

合計のみ申し上げます。

総会資料6ページからご覧ください。

6ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、5件、7ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、1件、8ページから9ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、16件、10ページから11ページ、農地法第4条の規定による届出の件、10件、12ページ、農地法第5条の規定による届出の件、6件、13ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、委員の皆様から意見等ございましたらお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おき願います。

それでは、次にその他農業委員会業務に関する事項から進めていきますが、まず協議事項から、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（非農地判断済土地の農用地区域からの除外）を議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田（農政課）主任 お世話になっております。農政課の羽入田です。

協議事項、松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更（非農地判断済土地の農用地区域からの除外）についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料15ページになります。

まず、1の要旨につきまして、山林・原野化による非農地判断によりまして農業委員会の農地台帳から登録除外された農用地区域に該当している土地、こちらいわゆる青地農地につきまして、農用地区域からの除外を行うものです。

山林・原野化している青地につきましては、原則総合見直しにて除外しておりましたが、令和3年に農業振興地域制度に関するガイドラインが一部改正されまして、非農地決定済農地の除外の要件が簡素化されたため、随時見直しで除外をいたします。

続きまして、2番、変更案の概要としましては、平成30年度から農業委員会が実施する非農地判断対象地に青地が含まれるようになったため、平成30年度から令和3年度までに非農地判断された青地のうち、除外に対する土地所有者の合意が得られている649筆、33万193.53平米につきまして、今年度除外の手続を進めることといたします。土地所有者の合意未確認の筆につきましては、来年度以降順次土地所有者の意向を確認し、除外手続を進める予定です。

続きまして、3番、農用地区域から除外する土地につきましては、16ページから26ページのとおりになっております。

続きまして、4番、今後の予定につきましては、令和5年1月の松本市農業振興地域整備促進等協議会にて協議を行い、2月から県との事前協議を行う予定です。その後は、ほかの変更案件との兼ね合いにもよりまして、早ければ4月から公告・縦覧を行いまして、7月頃に完了公告を行う予定となっております。

以上、該当地を農用地区域から除外することにつきまして、ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまから農政課から説明がございましたけれども、これより質疑を行います。

農業委員、推進委員の皆様からご意見やご質問等ありましたら、挙手をお願いします。

[質問、意見なし]

議長 質問、意見はないようですので、これより集約をいたします。
出席の全委員にお伺いをいたしますが、本件について承認いただける委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は承認することと集約をいたします。
続きまして、報告事項に移ります。
アの令和4年度非農地判断の実施方針についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。
田中事務員。

田中事務員 農業委員会事務局の田中でございます。よろしくごお願いいたします。
それでは、早速ですけれども、総会資料27ページをご用意ください。
本件の要旨は、「「農地法の運用について」の制定について」という平成21年の通知に基づいて毎年実施している非農地判断について、今年度の実施方針を報告するものです。
2、非農地判断候補地ですけれども、今年度は10月末の時点で、面積80.90ヘクタール、筆数1,497筆、名義人757名を予定しております。昨年は、94.3ヘクタール、1,726筆を実施しておりまして、多少少なくなっていますけれども、皆さんのパトロールの成果として、例年に比べては大規模の非農地判断を実施することとなります。
地区別の筆数や詳細なリストは別冊資料にございますので、そちらでご確認をお願いいたします。
また、非農地判断は、森林または原野の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であることと、復元しても継続利用が難しいことを前提としていますけれども、隣接地の地目との整合性を確認したりですとか、非農地判断によって農地の一帯が虫食い状態になってしまわないかというようなことを今、確認する精査を行っている段階でありますので、お手元のリストから精査後の筆が残っていくというような段階であることをご了承ください。

非農地判断の進め方ですけれども、27ページの3以降になります。

まず、12月中に非農地判断候補地の所有者に対して、まず1つは非農地とすること、そして2つ目は非農地とはするけれども農振区域から除外

をすること、この2つについて異論があれば申し出ていただきたいという内容を記載した事前通知を送付いたします。

昨年、本件を報告した際に、総会でご指摘をいただきました農用区域除外について入れまして、異議があれば申し出ていただくように今回は明記してございます。

国は、この事前確認、事前通知はしないで、直ちに非農地判断を実施するように方針を取っていますが、松本市では、より確実に非農地化を進めるために、非農地通知に先立って、今回のような事前通知を送付するというやり方でここ数年来ております。

所有者へ送る資料は、具体的に29ページから35ページまでの資料1になりますけれども、こちらはご覧いただいて分かる通り、枚数にして4枚と、大変読みごたえのある通知となっております。ですが、農用区域除外や、あと非農地となることに対して、土地改良区に決済金が発生してしまうですとか、今後多方面で影響が出る可能性がありますので、非農地となる前にちょっと確認していただきたい内容というのも盛り込んだために、ボリュームのあるものとなっております。

所有者から異議を申し出ていただくのは、来年1月末を期限としておりまして、この間に申出がない農地に対しては、正式に非農地判断の対象地として、3月頃非農地通知を送付いたしますので、その非農地通知の郵送を受けた所有者がご自身で法務局へ地目変更登記の申請に行ってくださいというところまでが一連の流れになります。

ただ、非農地通知の送付を受けた所有者が、地目変更登記をしないというような事例が多くありまして、27ページの4番にも記載しましたがけれども、所有者自身による法務局への申請ではなくて、職権で地目を変更する、市町村長が法務局に申し出るという制度がありますので、これを今年度から活用してはどうかと思って、一応検討はしてみたんですけれども、法務局に相談したところ、法務局もぜひそうしてもらいたいという返事をいただいた中で、実際に提出する資料の中に、パトロール時の農地の写真というようなものを要求されているものですから、今年度、その職権登記を活用するのは難しいかなと判断しました。

来年以降、タブレットによるパトロールが行われる予定となっておりますので、こちらは持ち越して検討していきたいと思っています。

なお、県内でこの職権登記を活用している市町村は、まだ1つだけということも聞いております。

簡単ですが、以上で今年度の非農地判断の実施内容となりますけれども、来年の2月の総会では、異議申立てのあった土地を除外して、正式に整理した非農地判断地を報告する予定でおりますので、ご了承ください。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたけれども、これより質疑を行います。

発言のある委員は挙手を願います。

中川委員。

中川農業委員

確認させていただきたいことが2点あります。

この資料の非農地判断候補地リストで、里山辺が全部で97筆あります。これは昨年のうちから中野推進委員さんと私とでいろいろ農地回らせていただいて、これで非農地判断がふさわしいと思われるということで報告をさせていただいた、それがそっくりここに載っています。

一つ一つ実は突き合わせしてみたんですけども、実は非農地判断がふさわしいと思われると報告をさせていただいたんですけども、ここに載っていないという筆が実は3つ4つあるんですよ。これはいろいろと精査をしていただいた上で、そういうふうになっているのかということ伺いたいというのが1つ。

もう一つは、今後のスケジュールなんですけれども、12月に通知を出すというふうになっていますよね。これで異論がなければ、非農地判断しますよ。もう一つは、青地から除外をします。

これで確認させていただきたい内容ということで、1つは非農地判断に同意しない場合は連絡してくださいよとなっていますよね。もう一つ、非農地判断には同意するが、農用地区域、つまり青地からの除外には同意しませんという項目があるんですが、これってちょっと何か不自然のような気がするんですよ。

というのは、青地であろうが、白地であろうが、要は農振地区というのは、そもそも地目が田または畑でないと、そもそもいけないんじゃないかというそもそもの疑問なんですよね。だから、地目が山林であるにもかかわらず、青地として残るというのは、ちょっとあまり自然ではないのかなという思いがあるんですね。

青地でないどころか、白地であってもいけないような気がするんですよ。なぜかというと、農地じゃないから、山林なのに、青地であろうが、白地であろうが、そんなことはあっていいはずはないというところが素朴な疑問なんですよね。

僕の言うのは、山林にはなるけれども、青地として残すという質問をすること自体に何かちょっと違和感を感じるんですけども、その辺の見解みたいなものをお聞かせいただければと思います。よろしく願います。

議 長

願います。

田中事務員

すみません、最初の質問、答えさせていただきます。

突き合わせさせていただいて、ありがとうございます。私のほうで行っている精査の作業というものなんですけれども、簡単にどんなことをしているかということで、まず航空写真見まして、ただ、これ、3年前の写真ですので、現況というのは、もう皆さんが見ていただいたものが正しいという前提で、位置などを見えています。

ただ、3年前にすごくきれいに写っている農地も出てきまして、3年間で果たして山林・原野になるのかな。なる可能性もあるし、ちょっとまだ早いのかなというような点で悩んだりはしていますので、そういう場合は自分でも見に行ったりしています。木が生えているかどうかというようなことを見ていますけれども、あとは極力ですね、既存の山林か原野にその土地が接していることを望んでいます。虫食いのような形にならないように。ですので、ちょっと広い農地の中で一筆一筆、虫食い状態で残らないかというようなことも見えています。

あとは、ぱっと見、写真で全く同じように見えるんだけど、右の筆が山林で上がってきて、左の筆は耕作地となっているものとか、そういったものを見たりとか、あとは一斉に山林・原野とするのはちょっと乱暴かなと思うようなもの、例えば地目が道路とか墓地のほうが入り込んでいかなと思うようなものとか、農業用施設には見えないような、おうちが建っているようなもの、そういったようなものをちょっとずつ外して行って、各地区ちょっとずつ減ってはいます。

個別に委員さんに相談等もしたようなものもありまして、そういった経過で多少減っている可能性もありますので、ご了承ください。

議 長 よろしいですか。

羽入田（農政課）主任 すみません、2点目につきましてお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、当然非農地になった筆につきましては、青地であるべきではないと私どもも考えているんですけれども、土地所有者の方が同意しない筆につきましては、原則除外は行っていなくて、青地から白地になると、相続税の評価額が上がったり、そういうことがあるものですから、土地所有者の方には必ず意向を確認するようにして進めているのが現状です。

同意しない筆について、そういうご意向がある方については、お話を伺って、当然青地から白地になるのが原則ですよというお話をしていきたいと思っているんですけれども、去年何遍も通知を出した中で、非農地には賛成するけれども、青地の除外に反対するという方は一人もいらっしゃいませんでした。なので、当然いらっしゃらないのが通常かなとは思っているんですけれども、もしいらっしゃった場合は、お話を伺っていきたく思っております。

議 長 よろしいですか。

中川農業委員 はい。

議 長 ほかに何かございましたら。
上條委員さん、お願いします。

上條農業委員 ちょっと心配になりまして、全員にちょっと理解しておいていただきたい

んですけれども、改良区は、水をあげるために、長年にわたって賦課金集めて投資しているわけですね。それで、除外するとき、一時金というの、一時清算金ってあるんですよ。勝手に外していくと、極端な話、運営できなくなっちゃう。それから、相場で言えば、1アール当たり10万円超えるような金額になってくるんですね。それで、ここで今、見ると、外すというのはいいけれども、一番困るのは、本人、多分そういうことを知らなくて、これはもう原野になったりいろいろしちゃっているから、外してくださいよというふうにね、面倒くさいからと、こういう返答返ってくると思うね。

ところが、改良区としては、じゃ外したら清算金頂きますよという話になります。これ、もう完全に改良区と連絡を取って、確認した上で外す、外さないを決定しないと、改良区潰れちゃう。それ、物すごく大事なことで、これ、どうしても一方的にやっているように見えちゃんだね、ちょっと改良区から。ちょっと心配だもんで、審査をするのはいいんだけど、梓川にも関係するところありますので、地元の委員さん、外すときには、清算金生じるという、水利権の清算金が生じますので、そのことだけは必ず地主に話をしてもらおうということで、連携しないと大変なことになりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

議長 事務局、何かあれですか。ありますか。

田中事務員 毎年、たくさんある文書の中にちらっと「土地改良区に確認してください」と書いてあったので、多少強調したんですけれども、もうちょっと強調していくのが1つと、土地改良区と何よりも耕地課の方ともう少し連携を取っていきたいと思っています。ありがとうございます。

上條農業委員 今、中信平の西のほうね、信濃朝日からあちら、奈良井川水系のところって、塩尻から来るブドウ園が入ってきているね。それで、ブドウの人たちって水要らんって言うね。そして、その地元の改良区は困ったことだと。醸造用のブドウとか、そういうふうなときに、水利権なんか要らないんだって言われたら、それがどんどん政策的に押し寄せているもんで、改良区の存亡に関わるという話を聞いたことがある。

だもんで、そういう問題になっていっちゃいますので、必ず地権者に清算金というものが生じると。改良区によって、全然負担額とか整備費の金額違いますので、金額違うと思いますけれども、その割に小さい改良区ほど高い可能性はある。

以上です。

議長 ありがとうございます。
そのほかに何かご意見。
倉科委員さん。

倉科農業委員 すみません。事前確認の通知ということで、今、拝見しておりましたけれども、大変丁寧にやっていただいて、いいかなと思っておりますけれども、先ほど上條委員懸念されたように、非常に大きな問題を抱えている部分もありますので、より丁寧なものをこれからもお願いしたいと思っておりますけれども、その関係で、先ほど27ページの中で、法務局における一括登記の検討ということでお話ございました。

私も、七、八年、六、七年前、前職時代に非農地判断の関係で法務局という話をしたこともございましたけれども、これ、なかなか分かっていてもできない。物理的にできないといえますか、高齢で、法務局まで行ってわざわざ登記をすることがなかなか難しいというようなことも多くて、なかなか進まないというようなことがあって、問題視されていたことがあります。

現在、こういった手法も取れるということでありましたので、来年ぜひやれるようお願いしたいのと、この今回通知を出すに当たりまして、必要な書類だとか、こういったものを用意して法務局に行って、こういう手続をすれば、比較的簡単に登記の手続できますよという案内をぜひ入れていただいて、この通知を頂いた方が、ああ、こんなに簡単なら、法務局へ行って自分でやろうかと思うように通知を出してあげてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 事務局、いいですか。

田中事務員 ありがとうございます。法務局の登記の案内については、事前通知では入れておりませんが、本番の非農地通知のほうに入れてはいるんですけれども、これについても法務局から希望がありまして、もうちょっと分かりやすいものを入れてほしいということで、既に相談する予定もありますので、もうちょっと分かりやすいものをお互い意思疎通を図った上で用意して、3月以降に送る非農地通知の中には織り交ぜて送りたいと思っております。

議長 ありがとうございます。
倉科委員さん、よろしいでしょうかね。

倉科農業委員 はい。
それじゃ、中野委員さん。

中野推進委員 すみません、ちょっと教えてもらいたいですけれども、これから通知を発送するっていう今、お話をされて、その段階に来ていると思うんですけれども、この前も入山辺の関係で、たまたま知っているうちだったんですけれども、もう亡くなってしまって、誰もおうちに住んでいないというお

うちがあって、それが今の判断の土地を持っているということになるんですけれども、その通知が返ってこない云々よりも、いないから、そのことを知っているかどうかということが分からない人っていると思うんですけれども、その場合には、もうその通知は行きっ放しで、読んだか読まないか分からないんで、本人から返事も来ないし、何も回答が来ないというふうになると思うんですけれども、そういううちっていうのは、最終的にはどうなるんですかね。

27ページの2番、判断をしていくということになるのか、ちょっとそこから辺のところを教えてくださいたいと思うんです。

田中事務員

昨年の例でいきますと、返ってきたものに対しても、追って通知したりとかしてないです。もうそのまま農地台帳から落ちちゃっています。懸念していただいたとおり、知らないまま農地から山林なりになっているんですけれども、本来、事前通知を送らないというのが国の方針でして、そういったことも仕方ないという想定なのかなというふうに思っています。

議 長

よろしいですか。

中野推進委員

いいです。

議 長

久保委員さん、お願いします。

久保農業委員

上條委員にちょっとお聞きしたいんですが、これはもう一般的な話なんですけれども、水利権っていうのは地域によっていろいろあると思うんですが、私のかんりのところは、半永久的に地目の名義人がAならA、久保なら久保である以上、永久的に金を払えというように毎年なっているんですが、そういうのはまた違うんですね。

上條農業委員

水利権というのは、もともと水っていうのは個人の持ち物ではなくて、国土交通省の持ち物なんですね。農水省が国土交通省から農地の場合には農業用水として期間を設けたり、いろいろな量、もっと詳しく言えば、減水、土によってどのぐらい水がなくなるとか、そういう細かい計算をして、改良区ごとに決まっているんですよ。それで、半永久というんじゃなくて、法律に基づいてそういうものは決まっております、そしてその水を使うに当たって、水路の建設をすると。引っ張ってくると。それが職員の給料とか、組織の維持も含めて賦課金という形でなっています。

先ほどちょっと話をしましたけれども、こういうものは農業委員会で除外とかってやるけれども、本当に案外知らないんですよ、地権者もね。知らなくて、それからこのことが今、作業が改良区と本当に連動してないと大変なことになるということで、ちょっと心配だもんで、さっき聞きましたけれども、水利権自体は、それはすごい苦勞して科学的な根拠をもって、最終的に農水省を通して国土交通省に持っていかないと、変更になりませ

ん。

それから、多くしてくれってというのは、ほぼ今、無理だね。持っている水量を、例えば尖った山型に持っていたのを、期間広げるといって、なだらかに山にしちゃう。大体農協なんかの専門部会と連携して、3年は最低基礎データ取って上げていかないと、許可になりません。期間延長というやつね。

最近温暖化してきたもんで、遅くまでとか、早くから水もらいたいという意見がすごく多くなってきている。この間も、ハイランドとか、あづみ農協にも言ったんだけど、専門部会とか個人がみんな騒ぐんだけど、水が国のものであるということを知らない人たちが多いし、期間延長がどのくらい大変なことかという。梓川もやりました、3年前に。やっと許可を得て、9月末で止まっていた水が、10月末まで1か月間延長してもらったんですけども、総量は増えません。余分にあるだろうと思われるところを減らして、期間延長する。

ですから、水はうんと大切なものですので、本当にその辺は農業委員会を含めて、ちょっと啓蒙してもらいたいなというふうに思います。

議長

ありがとうございました。いろいろ勉強になりました。また機会あれば、ぜひそんな話もぜひさせていただければありがたいな、こんなふうに思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

[質問、意見なし]

議長

なければ、じゃ本件はただいまの説明のとおり進めてまいりますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

上條委員さん。

上條農業委員

ここに書いてあるのは畑と水田となっているね。それで、畑については改良区によって、水利権を持っている畑と持っていない畑ってあるんだわ。梓川の中には完全に畑地で水利権を持っている畑と、水利権要りませんよっていうのと、ここではちょっと分からないもんで、気をつけて。

以上です。

議長

ありがとうございました。

じゃ、本件は承知おきいただくということでお願い申し上げたいと思います。

続きまして、報告事項のイ、令和4年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

総会資料36ページをお願いいたします。

令和4年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてということをお願いいたします。

協議会の規程に基づきまして、今年度の表彰候補者として、1団体及び1個人を推薦したことについて報告させていただきます。

2番、表彰候補者でございます。

あらかじめ地区を割り振って候補者を選定いただくようお願いしてきたところでございますが、本郷地区からわいわい広場、寿地区から〇〇〇〇氏ということで報告が上がってございます。

地区の農業委員の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございました。

なお、四賀地区につきましては、検討を進めたけれども、なかなかちょっと該当者が見つからなかったというようなご返事をいただいております。来年に向けて、鋭意またその候補者の選考を進めるというふうなお返事をいただいております。

功績調書、37ページが推薦書で、38、39ページが功績調書ということで、上がってきた調書になります。

38ページはわいわい広場様でございます。3番の功績等のところに書いてあるとおり、2019年1月に浅間温泉のにぎわいを取り戻すためにオープンしたということで、メインは苺ハウス、芝生スペースと、そこに設置された直売所や小さなカフェがあると。苺ハウスでは、年間を通じて苺の摘み取りができるようになっていて。通年での栽培サイクルを確立したということでございます。

また、飲食部門という形ですが、コロナの関係でテイクアウトメニューに力を入れて、湯煙パフェだとか、スイーツ類を提供していると。もちろん採れた苺も使ったりしているということでございます。

また、直売所部門もございまして、地元の新鮮な野菜や果物の仕入れ、販売に力を入れているということで、オープン以来3年が経過しまして、浅間温泉のにぎわいの場として定着してきているということでございます。

それから、39ページが〇〇〇〇氏でございます。

寿の主要な担い手、個人の担い手農家として、土地利用型農業に取り組んでおられます。米、麦、大豆ということで、かなり大規模に栽培をして、地域の農業を牽引されているということでございます。当然農地の集積・集約化に多大な功績をされた。ドローンによる防除ですとか追肥を行うなど、先端技術をいち早く導入しているということでございます。

以上の内容でございまして、36ページに戻りまして、既に報告事項ということでございますが、11月11日付で推薦者を出してございます。

予定、順調に行きますと、年明け2月16日に松塩筑安曇の協議会の農業活性化推進研修会というのが例年行われております。その席で表彰が行われる予定となっております。

報告は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございましたけれども、これに対して何かご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが。

[質問、意見なし]

議長

なければ、じゃ本件につきましては、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

そうしますと、40ページ、41ページになりますが、お願いいたします。

10月終わりました、11月の主要会務報告でございますが、9日は、代理の挨拶にもありまして、市長との懇談会ということで、前向きな議論ができたかなというふうに考えております。

農業振興委員会を中心に進めてきました本年の意見書の取りまとめのプロセスが果たしてよかったのかどうか、あるいは来年に向けて、もっと別な形で意見集約の形があるのかどうか、こちらについては、また農業振興委員会の中で反省会を行って、来年につなげていきたいと思っておりますし、回答いただいた内容を市と一緒にどうのように具体化していくのかというふうなところも、今後、産業振興部、農政課を中心に、また農業委員会事務局も一緒に、具体化に向けて進めていって、皆さんのほうにもご報告できるようにと考えております。

11月11日は、北東部のブロック活動ということで、農地パトロール研修会が行われたところでございます。

11月16日は、県の農業委員会大会ということで、キッセイ文化ホールで行ってございます。

本日、その大会の資料を、全員分もともと配られておりますので、欠席された委員の分をお席に置いてございますが、今日来ていない推進委員もおられまして、後ほど、もしつなげていただくことができれば、お願いしたいなというふうに考えております。

それから、1点ちょっと抜けておりまして、急に決まったことございまして、先週の土曜日、11月26日なんですけれども、大阪のハーベストホールで農業エキスポ、新・農業人フェアという催しがありまして、そこにハイランド農協と市の担い手担当がオンライン参加するというので、急遽そういう話がありまして、コロナの拡大から予定していた1月にちょっと行けなくなるという可能性が濃厚になってきたもんで、急遽オンライン参加で、農業委員会としても相乗りさせていただくということになりました。情報・研修副委員長の河西委員に11月26日の土曜日なんですけれども、ハイランド農協の事務室で、市の担当者、農協の担当者と共に

新・農業人フェアという大阪会場の新規就農相談会に参加していただきました。また後ほど河西委員のほうから報告していただきます。

当面の予定、41ページに移りまして、会長ちょっと忙しくて、明日、今度また東京のほうに出張というような形になっております。

また、12月12日は、松塩筑安曇の協議会で、市村会長会議で、そこで松本地域振興局の幹部の方と農政懇談会をやるというふうなことで、こちらでも会長が出席です。

それから、県外視察研修というようなことがありまして、そちらは川村補佐のほうからこれからご案内がありますが、別に年明け1月26日に松本市の農業活性化シンポジウムを予定しております。波田のアクトホールで、国が打ち出したみどりの農業戦略システムの関係で、それをメインとする松本市農業活性化シンポジウムというのを1月26日に予定しておりますので、そこは空けておいていただきたいということをお願いします。

じゃ、ちょっと視察の関係は川村補佐のほうからお願いします。

川村局長補佐

それでは、私のほうから、12月22日木曜日から23日金曜日にかけての視察研修の件について、簡単にご説明します。

先般、前回の総会の際に出欠の報告書を皆様にお渡しいたしまして、今日が締切りという形になっております。今日締めで、もしまだご提出がない場合には、明日以降、お電話で確認等取らせていただきたいと思っております。

その後、出席する委員の皆様のみの、詳細の通知を送付させていただきますので、お願いしたいと思っております。

また、その際には、キャンセルはいつまでだとか、そういったことまで記載できればなと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思っております。

私からは以上でございまして。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました件につきまして、何かございましたらお願いしたいと思っておりますが。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件につきましては、ただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業農村支援センターから情報提供ですが、本日戸谷補佐欠席のため、事務局からお願いしたいと思っております。

板花補佐。

板花局長補佐

お手元に県の松本農業農村支援センター、戸谷補佐から頂いた書類がござ

いますが、これ、一般的な気象表の平年比の情報ですね。それから、主要作物の生育状況ということで載ってございますので、ご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、農業委員会だより第94号が発行されていますので、情報・研修委員長から編集報告をお願いいたします。

中川情報・研修委員長 農業委員会だよりの94号が出来上がりました。情報・研修委員会のほうで、全部で9人いるんですけども、それぞれコーナーの担当者というのを決めさせていただいて、それでこういう形で今回は仕上がりました。またご覧いただきたいかなと思います。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

じゃ、後でゆっくり見ていただければと、こんなふうに思います。ありがとうございます。

続きまして、先ほどちょっと板花補佐からも説明、話がございましたけれども、新・農業人フェアに参加をいただきました河西委員さん、大変忙しいところ、急なお願いだったようですが、そのときの様子、感想などをちょっと報告をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

河西農業委員

新・農業人フェアというのはどういうものかという、移住者等が相談に来るかなり大規模なフェアです。全部でブースは80何か所を超えていて、様々な農業に関するイベントや相談が行われるというものです。それが大阪で開かれました。その遠隔で、Zoomでこちら3人ですね。JA担当者さんと、あと市の農政課の担当者さんと私の3人で、相談者が来たら相談を受けるという方式でした。

全部で5組ぐらいの方がいらっしゃったんですけども、それぞれ皆さんニーズが異なっていて、非常に移住を希望している人がどういうふうなことを求めているのかということが、一端ですけども、分かることができたのではないかと思います。

具体的に、もう作柄まで決めていて、お金の件も決めていて、あとはどこに就農するかという、そういう段階にいる人もいれば、まだまだ農業をやるかどうか分からない、どういうふうなことを松本でやっているのか、ちょっと話を聞きたいみたいな、そういうこともありました。あと、兼業でやりたいという人もいました。

現状は、こちらの相談体制は、市とJAの共同でやっている補助金制度と、あと新規就農者の育成プログラムがあるんですけども、その説明が主なんですけれども、結構国と差別化できていて、割と使いやすい制度です。それ自体はすごくよかったんじゃないかなと思います。

ただ、ほかの方のニーズ、半農半Xとか、そういったものにまだ応えられる体制ができてないのかなというのを感じました。工夫のしどころはまだまだあるんじゃないかと思います。

感想としてはそんな感じです。

議 長

どうもありがとうございました。

何か河西さんに、今、報告をいただいたんですが、お聞きになりたいことございますでしょうか。特によろしいですか。

[質問、意見なし]

議 長

ありがとうございました。

それじゃ、続きまして事務局からお願いいたします。

板花局長補佐

1点お願いしたいのは、本日、机の上に来年の農業委員会手帳をお配りさせていただきました。今年のもは既にお持ちかと思うんですが、使っている、使っていないは別として、皆様にはお配りしてあるんですが、特にちょっとご注意いただきたいのは、今年の手帳のところに身分証明書というのを1ページめくった裏側の透明なシートのところに挟んでお渡ししたはずなんです。顔写真つきの。新しい手帳来たもんでその身分証明書のほうは廃棄しないようにしていただきたいと。この今お配りした手帳にまた挟み込んでいただく、差し替えていただくということをお願いしたいと思います。そこはくれぐれも注意していただいて、すみません、ちょっと推進委員さん大分欠席されているものですから、もしお持ちいただけるのであれば、その点も含めて推進委員さんにおつなぎいただくとありがたいかな。ご無理でしたら、事務局から直送しますので、そこら辺は無理なさらないでいただきたいなと思います。

以上でございます。

議 長

身分証明書は処分しないようにということでありますので、ご留意いただきたい、このように思います。

その他、全体を通しまして皆様から何かご意見等ございましたら、お願い申し上げたいと思います。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。

15 閉 会

